

## 平成26年度那珂市外部評価結果を踏まえた市の対応方針について

効果的で効率的な行財政改革を推進するとともに、市職員の意識改革・資質向上を図ることを目的として、去る平成26年11月8日（土）に市民判定人方式による外部評価委員会を公開により実施いたしました。

判定結果を受け、市長を本部長とする行政評価推進本部会議において、外部評価委員会の議論及び判定の内訳を十分踏まえ、今後の事業の方向性について検討いたしました。この方向性をもとに、平成27年度以降の予算案の編成作業を進めてまいります。

番号	担当課	事業名	外部評価結果	市の方針
1	環境課	ごみ啓発等推進事業		
		生ごみ処理機・コンポスト補助金	継続（見直し）	継続（見直し）
		ごみ袋作成	継続（見直し）	継続（見直し）
2	健康推進課	各種検診事業	継続（見直し）	継続（見直し）
3	こども課	家庭児童相談事業	継続（見直し）	継続（見直し）
4	総務課	職員研修事業	継続（見直し）	継続（見直し）
5	商工観光課	商工会補助事業	継続（見直し）	継続（見直し）
6	市民協働課	市民自治組織支援事業	継続（見直し）	継続（見直し）

平成26年度那珂市外部評価 市の対応シート

担当課	環境課
-----	-----

番号	事業名	市民判定人判定					
		廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	結果
1	ごみ啓発等推進事業 【生ごみ処理機・コンポスト補助金】	0	2	0	6	1	継続(見直し)

外部評価委員判定 (参考)

廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	結果
0	3	0	1	0	休 止

主な論点

<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ減量化への取り組みは、PR 不足ではないのか。</li> <li>生ごみ処理機補助金の見直しについて</li> </ul>
--

外部評価委員・市民判定人からの主な指摘事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ減量化を進めるため、生ごみ処理機器補助金の周知徹底を図るべきではないか。</li> <li>生ごみ処理機器補助金を、市民へのごみ減量啓発へ向けるべきではないか。</li> <li>ごみ指定袋の販売代金は、受益者負担の考え方から、収集業務に充てるべきではないか。</li> </ul>
--



判定結果及び指摘事項に対する見解

今後の 方向性	継続(見直し)
------------	---------

<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ処理機器の購入補助は、県内でも 30 の自治体が行っており、ごみ減量の一つの手段としては有効であると考えています。</li> <li>ごみ指定袋の販売代金は、ごみ指定袋の作製費用や家庭系可燃ごみの収集運搬に充てたいと考えております。</li> </ul>
---

具体的な取組み(見直し)内容とその効果見込み・見直し手順・時期等

<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ減量の手段の一つとして、生ごみ処理機器を普及させるため、広報等で補助制度等を周知徹底してまいります。</li> <li>生ごみ処理機器購入補助金等の財源については、ごみ指定袋の販売代金を充てるのではなく、次年度より一般財源から充当いたします。</li> </ul>
---

判定結果に沿った方向性と異なる場合には、その理由・課題等

--

外部評価後の、関係者・関係団体のかたからの意見等

<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では、特に意見は受けておりません。</li> </ul>
--

外部評価後の、一般の市民のかたからの意見等

<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では、特に意見は受けておりません。</li> </ul>
--

担当課	環境課
-----	-----

番号	事業名	市民判定人判定					結果
		廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	
1	ごみ啓発等推進事業 【ごみ袋作成】	0	0	0	6	3	継続(見直し)

外部評価委員判定 (参考)

廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	結果
0	0	0	4	0	継続(見直し)

主な論点

<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ指定袋の作製経費の見直しについて</li> </ul>
--

外部評価委員・市民判定人からの主な指摘事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>環境整備組合がごみ指定袋を作製することで、コストダウンを図ることができるのではないかと。</li> <li>ごみ指定袋作製に掛かる経費が高すぎる、販売単価を上げることも検討が必要ではないかと。</li> </ul>
--



判定結果及び指摘事項に対する見解

今後の 方向性	継続(見直し)
------------	---------

<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ指定袋で搬出するシステムは簡易で市民にも解りやすく浸透しており、排出量削減など住民意識の向上に繋がっています。</li> <li>ごみ指定袋の原材料等の高騰により、作製費用が高くなり財政負担が大きくなってきていますが、ごみ指定袋の販売単価については、市民生活に直接影響があるため、まずは作製単価の引き下げを図らなければならないと考えております。</li> </ul>
--

具体的な取組み(見直し)内容とその効果見込み・見直し手順・時期等

<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ指定袋作製を環境整備組合で行うことによる経費削減の可能性について、常陸大宮市・環境整備組合と協議してまいります。</li> <li>ごみ指定袋の入札枠は県内業者に限り実施していますが、平成27年度より県外業者も含めた入札枠に拡大し、作製単価の減額を図ります。</li> <li>販売価格については、見直しも含め協議してまいります。</li> </ul>
---

判定結果に沿った方向性と異なる場合には、その理由・課題等

--

外部評価後の、関係者・関係団体のかたからの意見等

<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では、特に意見は受けておりません。</li> </ul>
--

外部評価後の、一般の市民のかたからの意見等

<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では、特に意見は受けておりません。</li> </ul>
--

平成26年度那珂市外部評価 市の対応シート

担当課	健康推進課
-----	-------

番号	事業名	市民判定人判定					結果
		廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	
2	各種検診事業	0	2	0	5	2	継続(見直し)

外部評価委員判定 (参考)

廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	結果
0	0	0	4	0	継続(見直し)

主な論点

- 対象者の把握について
- 検診の目的の明確化について

外部評価委員・市民判定人からの主な指摘事項

- 対象者の把握、目標値の設定が必要である。
- 市が担うべき役割を整理する必要がある。
- 一方で、健康は自己責任である。事業のPRを行い、受診率の向上を図る必要がある。
- 受診結果のフォローに力を注いでもらいたい。



判定結果及び指摘事項に対する見解

今後の 方向性	継続(見直し)
------------	---------

- 検診の対象者は100%把握しているが、受診対象者の中に、事業所での受診者、人間ドックでの受診者、病気入院・治療中の方が含まれているので、受診率が見かけ上低い数値となっている。また、「がん検診」未受診者を正確に把握するために、各健保組合・共済組合等から、各機関での検診受診者データを取得することは、個人情報保護法上非常に難しい状況となっている。
- 「がん検診」は特定健康診査のように法的な義務付けがないため、市町村や各健保組合・共済組合等が独自に実施している状況にある。この事業は受診率の向上そのものが目的ではないが、「市民が健康で生活することができる」ようにするためには、各種検診事業のPRを行い、一人ひとりが積極的に検診を受診し、疾病の早期発見、早期治療につなげていくことが必要と考えている。

具体的な取組み(見直し)内容とその効果見込み・見直し手順・時期等

- 対象者の中の「未受診者」を正確に把握することがこれからの課題となっているが、国でも新たな受診率の算出方法を模索しており、その動向に注目しながら、国の方針に基づいて取り組んでいきます。
- 検診は、「市民が自分の健康状態を把握するための手段」と捉え、各種検診時に「預かり保育」を提供したり、検診日時・項目・会場等の見直しや受診者の要望を把握し受診しやすい環境づくりに努めます。
- 未受診者については、受診を勧奨するとともに、アンケート等により未受診の理由や状況を把握して、未受診者対策に取り組めます。また、検診後のフォローについては、平成26年度から、再検査の方で早急に精密検査が必要な方については、個別訪問による受診勧奨を実施しております。
- 今後については、国の「がん対策推進基本計画」に基づいた「第3次対がん10か年総合戦略」に着目しながら、死亡原因の第1位を占める「がん」について、有効な予防法の確立や予防に関する知識の普及促進に努めるとともに、がん検診の普及・勧奨に取り組んでいきます。

判定結果に沿った方向性と異なる場合には、その理由・課題等

--

外部評価後の、関係者・関係団体のかたからの意見等

- 現時点では、特に意見は受けておりません。

外部評価後の、一般の市民のかたからの意見等

- 現時点では、特に意見は受けておりません。

担当課	こども課
-----	------

番号	事業名	市民判定人判定					結果
		廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	
3	家庭児童相談事業	0	0	1	8	0	継続(見直し)

外部評価委員判定 (参考)

廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	結果
0	0	1	3	0	継続(見直し)

主な論点

- ・ 関連する相談事業の組織体制の見直し。連携体制の強化。
- ・ 事業内容・業務量に見合った人員配置の検討。

外部評価委員・市民判定人からの主な指摘事項

- ・ 家庭児童相談室・教育支援センター・こども発達相談センター等、市組織の児童相談に関する類似機関を統合することによってより効果が見込めるのではないか。
- ・ 年々虐待を含め相談件数が増加する中、家庭児童相談室が中心となって各関係機関との連携強化とよりきめ細やかな相談業務を行うためには、人員増を含めて職員体制を見直す必要があるのではないか。



判定結果及び指摘事項に対する見解

今後の 方向性	継続(見直し)
------------	---------

- ・ 子どもに関する市の相談窓口として教育支援センター・発達相談センター等があるが、子どもの療育指導のための教室を開催するなど、専門的機関として各々が運営され、利用者に認知されており、個々の対応に全体調整を伴う家庭児童相談室との統合は難しいが、個々の連携は今後も必要である。
- ・ また、職員体制については相談件数の増加等に対応して、配置をしていく必要がある。

具体的な取組み(見直し)内容とその効果見込み・見直し手順・時期等

- ・ 組織改編については、平成29年度に予定されているが、前述の事由と、相談者への専門的な支援体制を考慮すると市の相談機関の統合は難しい。しかしながら、内部での連携強化については実務者レベルでの情報の共有をより密に行うなどにより対応する。
- ・ 相談者数の増・相談内容の複雑化等への対応及び課全体の業務量を考慮すると、職員体制の充実は望ましい。今後の職員配置については、相談件数の増等に十分な対応ができる配置をしていく必要がある。

判定結果に沿った方向性と異なる場合には、その理由・課題等

- ・ 市組織の児童相談に関する類似機関を統合することについては、各機関が専門的な相談・指導を実施しているため、統合は難しい。

外部評価後の、関係者・関係団体のかたからの意見等

- ・ 現時点では、特に意見は受けておりません。

外部評価後の、一般の市民のかたからの意見等

- ・ 現時点では、特に意見は受けておりません。

担当課	総務課
-----	-----

番号	事業名	市民判定人判定					結果
		廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	
4	職員研修事業	0	3	0	6	0	継続(見直し)

外部評価委員判定 (参考)

廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	結果
0	0	0	3	1	継続(見直し)

主な論点

- ・ 職員像の具現化
- ・ シートの成果指標の見直し
- ・ 人事評価制度委託の見直し

外部評価委員・市民判定人からの主な指摘事項

- ・ 人材育成基本方針に示されている「信頼・自立・創造性」の三つのキーワードをもとに、最終的にどういう人間になってほしいのか、一つのキーワードとして具体的に示すべきである。
- ・ 研修の成果指標として、市民アンケートなどから市民の意見を把握することをしてはどうか？
- ・ 人事評価制度の構築を委託する必要性が感じられない。



判定結果及び指摘事項に対する見解

今後の方向性	継続(見直し)
--------	---------

- ・ 具体的な職員像については、人材育成方針制定の際に検討する課題であると考えます。
- ・ 研修の効果はすぐに表れるものばかりではないため、長期的な視点を以って成果指標を設定する必要があります。
- ・ 第三者である専門家の意見をいただきながら、完成度の高い人事評価制度を構築していくことが必要であると考えます。

具体的な取組み(見直し)内容とその効果見込み・見直し手順・時期等

- ・ 具体的な職員像については、人材育成方針を制定する際にわかりやすい表現に見直します。
- ・ 研修後のアンケート・復命書のほか、人事評価の能力評価とリンクさせるなど、より良い成果指標を取入れます。
- ・ 人事評価制度の委託は継続しますが、内容を見直し、必要最低限の業務委託といたします。

判定結果に沿った方向性と異なる場合には、その理由・課題等

--

外部評価後の、関係者・関係団体のかたからの意見等

- ・ 現時点では、特に意見は受けておりません。

外部評価後の、一般の市民のかたからの意見等

- ・ 現時点では、特に意見は受けておりません。

担当課	商工観光課
-----	-------

番号	事業名	市民判定人判定					結果
		廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	
5	商工会補助事業	1	2	0	3	3	継続(見直し)

外部評価委員判定 (参考)

廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	結果
1	2	0	1	1	休 止

主な論点

- ・ 商工会補助金の根拠となる人件費補助を見直すべきではないか。
- ・ 商工会の加入メリットは何か。

外部評価委員・市民判定人からの主な指摘事項

- ・ 商工会補助金の根拠を、人件費補助から事業費補助に変更すべきではないか。
- ・ 商工会の会員になるメリットを明確化すべきではないか。



判定結果及び指摘事項に対する見解

今後の 方向性	継続(見直し)
------------	---------

- ・ 商工会補助金の積算根拠については、市補助基準の見直しを考えています。
- ・ 商工会の加入メリットの明確化や加入率増加に向けた取り組みを考えています。

具体的な取組み(見直し)内容とその効果見込み・見直し手順・時期等

- ・ 商工会補助金の積算根拠については、他市町村等の状況調査を行い、3年後を目標に補助基準を人件費補助から事業費補助への見直しを行っていきます。
- ・ 商工会への加入メリットは、経営に関する先端の知識と情報を提供できる経営指導員による税務・経理・金融・労務・取引などの窓口指導や巡回指導が直接受けられることであり、それらのメリットを広くPRし、加入率増加に向けて商工会と協議をしながら、取り組んでいきます。

判定結果に沿った方向性と異なる場合には、その理由・課題等

--

外部評価後の、関係者・関係団体のかたからの意見等

- ・ 小規模企業振興基本法の制定と小規模事業者支援法の改正により、商工会や国・地方公共団体が一丸となって、計画的に小規模企業の振興に取り組んでいくことが求められており、商工会の役割がますます重要になっていきますので、引き続き市からの商工会補助の継続をお願いしたい(商工会)。

外部評価後の、一般の市民のかたからの意見等

- ・ 商工業の発展のためには、商工会への補助を継続してほしい。
- ・ 商工会の加入者の増加を図ってほしい。
- ・ 商工会へ補助するメリットを明確にしてほしい。



平成26年度那珂市外部評価 市の対応シート

担当課	市民協働課
-----	-------

番号	事業名	市民判定人判定					結果
		廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	
6	市民自治組織支援事業	2	1	1	5	0	継続(見直し)

外部評価委員判定 (参考)

廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	結果
0	1	0	3	0	継続(見直し)

主な論点

- ・ 地区まちづくり委員会と自治会の役割分担について
- ・ 地域まちづくり交付金の見直しについて

外部評価委員・市民判定人からの主な指摘事項

- ・ 地区まちづくり委員会と自治会がどれだけ違うのかということを明確に説明できなければ、地区まちづくり委員会に交付している3千万円の交付金は、何なんですかということになってしまう。
- ・ 少子高齢化等により、自治会自体の運営もままならない地域もあると思う。そうすると、地区まちづくり委員会の役割が大きくなる。そこが機能して、地域で連携するような仕組みも必要かと思う。
- ・ 一括交付金という仕組みを苦勞して作ったと思うが、例えば、自治会でどのような事業を行っているのかという点に着目して配分するなど、地域の実情を考慮するような算定方法は考えられないのか。
- ・ 交付金の総額を人口で割ると、市民1人当たり1,900円になる。自治を推進するために、毎年1,900円ずつ市民が納めた税金から再分配するような仕組みを市民が望んでいるのか、担当課として一度把握した方がよい。



判定結果及び指摘事項に対する見解

今後の方向性	継続(見直し)
--------	---------

- ・ 単位自治組織である自治会は、旧行政区を基本として組織されており、市民の最も身近な地域コミュニティである班(組合)という単位を通じて、日常的な交流や支え合い、地域の課題解決に結びつく活動などを行っています。一方、中間自治組織である地区まちづくり委員会は、旧町村単位を対象として組織されており、区域内の自治会、市民活動団体、事業者などとの交流や情報交換のほか、区域内の個々の自治会だけでは解決が難しい課題の解決などに取り組んでいます。
- ・ 市民自治組織の活動状況により交付金に差をつけるためには、活動状況を表す何らかの指標が必要になると思いますが、市民自治組織は、地域の発展や課題解決のために、様々な活動を行っており、それらを数値化することは困難であると考えております。
- ・ 本事業を含め、市民自治組織の活動を支援するための各種制度については、平成21年12月に策定しました「協働のまちづくり指針」の中で、その基本的な考え方が示されました。この指針は、学識経験者、当時の区長会の代表、市民活動団体の代表、公募による市民等で組織する「協働のまちづくり検討委員会」が、1年3か月をかけて調査・検討を重ね、さらにパブリックコメントを経て策定したものです。そのため、本事業は、地域や市民の声が十分に反映された事務事業となっております。

具体的な取組み(見直し)内容とその効果見込み・見直し手順・時期等

- ・ 地区まちづくり委員会が地区内の自治会、市民活動団体、事業者などと連携協力してまちづくりに取り組めるよう、今後も地区まちづくり委員会委員長連絡会議を定期的開催し、まちづくりに関する情報の収集及び提供を行うとともに、行政との連絡調整の場を確保してまいります。
- ・ 地域まちづくり交付金の見直しについては、自治組織制度導入後、4年近くが経過したことから、地区まちづくり委員会及び自治会からの意見や要望を集約してまいります。

判定結果に沿った方向性と異なる場合には、その理由・課題等

外部評価後の、関係者・関係団体のかたからの意見等

- ・ 今後も引き続き、支援をお願いしたい。
- ・ 交付金の増額をお願いしたい。

外部評価後の、一般の市民のかたからの意見等

- ・ 現時点では、特に意見は受けておりません。